

## 第 11 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 6 年 5 月 28 日（水）午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 0 0 分

2 開催の場所 松江市役所 西棟 5 階 防災センター

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 6 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 6 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 7 0 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第 7 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 7 2 号 非農地確認について

議 第 7 3 号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第 7 4 号 松江市農業委員会農地形状変更指導要綱の制定について

報告第 1 8 号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員（18名） 欠席委員（1名）

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (出)
7 番 清原 昭 (出)	8 番 磯部 美津子 (出)	9 番 古藤 俊光 (欠)
10 番 渡部 文明 (出)	11 番 宮廻 彰夫 (出)	12 番 永江 りえ (出)
13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)	15 番 松本 喜次 (出)
16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)	18 番 森口 順子 (出)
19 番 三島 進 (出)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	青山 浩之	農地係主任主事	井上 雄太

6 会議内容

会 長 定刻になりました。まず、総会に入る前に、事務局からの事務連絡がありますので、  
( 議 長 ) 説明をお願いします。  
事 務 局 失礼します。議案の訂正がございます。  
「4月議案の修正について」という横書きA4サイズの1枚ものをお配りしております。4月議案の議案番号が1号ずつずれておりました。配布しました用紙に修正前、修正後と記載しておりますので、申し訳ありませんが、修正をよろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

議 長 はい、それでは、第11回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、9番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち18名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。3番委員、4番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事及び井上主任主事をお願いします。

事 務 局 それでは、議事にはいります。議第68号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。  
失礼いたします。議第68号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページからと併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は10件12筆、いずれも所有権移転です。  
はじめに5番の案件についてご説明します。申請は上本庄町の地目畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため、進入路もなく狭隘なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、土地を形状変更した後、畑として使用するため。自宅から近く耕作に便利であるためです。受人の世帯は、管理機、草刈機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。  
次に6番の案件についてご説明します。申請は邑生町の地目畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、相続人がいないため、申請地の近所で耕作していただける方を探していたところ、耕作する人が見つかったため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地近くの畑を耕作しているが、この度、この畑を譲ってもらえる話しを聞いたため。受人の世帯は、管理機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。  
次に7番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町佐陀宮内の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため、隣地を耕作していて便利なため。受人の世帯は、管理機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。  
次に8番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町東岩坂の田1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため、隣地を耕作していて便利なため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、草刈機、乾燥機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の

要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に9番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町東岩坂の田1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、現耕作地の取得のため。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に10番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町宍道の畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅前の畑であり耕作に便利、環境整備が出来るためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機を購入予定、噴霧器を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に11番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に12番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町白石の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のためです。受人の世帯は、トラクター等の農業用機械を所有しておられます。取得後は果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に13番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町上来待の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住のため管理出来ないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大、自宅の近くのためです。受人の世帯は、運搬車、ハーベスター、田植機、テラー、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に14番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町上来待の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住のため管理出来ないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、作業に便利のためです。受人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとまとめられます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

12番委員  
議長

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

13番委員

3条の8番、9番について、議案の登記面積と説明資料の地図の黒塗り部分とが合わないように思われるが、いかがか。

<p>事務局長 13番委員 議</p>	<p>説明資料の図が誤っております。申し訳ございません。 分かりました。 ほかにご覧いませんか。</p>
	(なしの声)
<p>議</p>	<p>それでは無いようなのでございますので、採決をいたします。議第68号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	(なしの声)
<p>議</p>	<p>ご異議なしということですので、議第68号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第69号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。議第69号、今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。議案の4ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>4条3番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町波入の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済みです。転用目的は、資材置場及び駐車場です。転用面積は、392㎡、所要面積も同様の392㎡です。事業計画ですが、資材置場及び駐車場として使用していたものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議</p>	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
<p>12番委員 議</p>	<p>事務局から説明があったとおり、許可相当と判断しました。 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p>
	(なしの声)
<p>議</p>	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第69号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第69号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声)
<p>議</p>	<p>ご異議なしということですので、議第69号は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議題70号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議第70号、今月の農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の6ページと併せて事業計画変更説明資料の3ページをご覧ください。</p> <p>5条事業計画変更3番について説明いたします。本案件は、令和4年7月28日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は宍道町東来待の1筆の一部で、申請地及び隣接地の形状変更を数年かけて行う予定で、形状変更の工事が完了した部分を重機の進入路として使用するため、令和10年8月31日までの一時転用を許可していました。今回、隣接地の形状変更が追加されるため、一時転用面積を138㎡まで拡大する事業計画変更申請が提出されたものです。</p>

事務局 以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

12番委員 事務局から説明があったとおり、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議にはいります。ただいまの事務局の説明と現地調査班からの報告につきましてご意見ご質問はございませんか。

5番委員 今回は形状変更のための道路として一時転用することのだが、形状変更後は道路を農地に戻すのか、そのまま耕作道路として利用されるのではないかと思う。もし耕作道路として残すなら、一時転用ではなく形状変更に当たると考えるが、いかがか。

事務局 形状変更後は農地に戻す予定と聞いております。耕作道路として残されるならば、農地の一部であるため、転用許可申請は必要ないと考えます。

5番委員 そもそも、今回の案件は一時転用として扱うのか。

事務局 形状変更が完了した農地の一部を、一時的に農地以外の目的で利用するため、転用許可を受けるよう指導しているところです。

5番委員 広大な畑や樹園地には耕作道路が必要で、それは農地の一部と扱ってよいと思う。それを一時転用しなければならないのはなぜか。

事務局 耕作道は農地の一部と考えて問題ありません。今回は耕作道として残すのではなく、工事用道路として使用後に農地復元されるため、異なるものと考えております。

5番委員 一時転用ということは、農地に戻す確認が必要だと思うが、どう確認するのか。

事務局 現在は重機で固められた状態ですので、耕作できる状態にするよう指導しています。

5番委員 それは耕運して元に戻すということですね。分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、採決をいたします。議題70号は島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第70号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第70号は、原案のとおり承認することに決めます。次に、議題71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議第71号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の8ページと併せて、農地法第5条の説明資料の5ページをご覧ください。

初めに、5条9番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。転用面積は2,834㎡、所要面積も同様の2,834㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地の植林を伐採しながら進入路を設置し、木材置場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条10番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は美保関町片江の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたし

ました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場、進入路および家庭菜園です。転用面積は 674 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 674 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、譲受人が申請地に隣接する土地建物を会社の福利厚生施設として購入しており、この建物は公道に面していないため申請地を取得し利便性を図るものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 11 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地であるため、農業用施設用地への用途変更がされています。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は農舎及び資材置場です。転用面積は 137 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 137 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を農舎および資材置場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 12 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は進入路です。転用面積は 134 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 134 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を進入路とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 13 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 6 年 3 月 28 日付けで農振除外内示済みです。転用目的は個人住宅です。転用面積は 719 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 719 m<sup>2</sup>です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備して個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 5条 14 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東生馬町の 3 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、現場事務所及び資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は 1,749 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 1,749 m<sup>2</sup>です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和 6 年 11 月 30 日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、現場事務所及び資材置場として使用するものです。また、申請地は、令和 5 年 11 月 28 日付で別の賃借人に対して一時転用許可をしておりますが、この度、前の賃借人の担当工事が終了し、今回の賃借人が引き続き現場事務所及び資材置場として使用するものです。農地復元につきましても今回の賃借人が引き継いで行われます。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 5条 15 番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の 2 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしま

事 務 局	した。土地利用計画との調整ですが、令和6年3月28日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、重機及び資材置場です。転用面積は2,030㎡、所要面積は隣接する原野及び山林とあわせて3,000㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画は、申請地を重機及び資材置場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	次に5条16番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は上本庄町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和6年3月28日付けで農振除外内示済みです。転用目的は個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は432㎡、所要面積も同様の432㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備して個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	最後に5条17番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、資材及び機材置場です。転用面積は1,567㎡、所要面積も同様の1,567㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、建設資材及び機材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1 2 番 委 員 長	5条13番、15番、16番は農振除外申請時に現地確認しているため、行っておりません。そのほかについては、事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
5 番 委 員 長	5条11番について、説明資料に記載の許可該当条項が誤っていないか。
事 務 局	確認した後ほど回答いたします。
議 長	5番委員からのご質問に関しましては、調べて後ほどお伝えします。ほかにご覧いませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第71号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号16番以外について採決いたします。議第71号のうち、番号16番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第71号のうち、番号16番以外は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第71号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号16番について採決いたします。議第71号のうち、番号16番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第71号のうち、番号16番は原案のとおり許可

議	長	相当であると確認することに決めます。次に議第 72 号「非農地確認について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、議第 72 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 13 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 3 件 4 筆です。
		初めに 32 番について説明します。土地の所在は、宍道町佐々布の市街化調整区域、農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は国道 54 号線と雲南市道中山畑連絡線の交点から西に約 800 メートル進んだ地点の北側約 50 メートルに位置しており、昭和 45 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。5 月 15 日に宍道地区農地利用最適化推進員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、現地は昭和 45 年頃から、耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、今後、農地としての再生は困難な状況です。
		次に 33 番について説明します。土地の所在は、東忌部町の市街化調整区域、農用地区域外の田 1 筆、畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道一崎大谷線と市道千本明神池線の交点から北東に約 150 メートル進んだ地点に位置しており、昭和 40 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。5 月 15 日に忌部地区農地利用最適化推進員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、現地は昭和 40 年頃から、耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、今後、農地としての再生は困難な状況です。
		最後に 34 番について説明します。土地の所在は、新庄町の市街化調整区域、農用地区域外の畑 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道本庄東西線と市道原 2 号線の交点から南に約 100 メートル進んだ地点に位置しており、昭和 22 年に住宅が建設されており、農地法施行以前に転用された農地でした。5 月 15 日に本庄地区農地利用最適化推進員と事務局で現地確認及び提出された資料を確認しました。現地確認した際の現地の状況ですが、宅地として有効利用されており、今後、農地としての利用はない状況です。
		以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 72 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 72 号は、原案のとおり確認することに決めます。
事	務	ここで、事務局から先ほどの質疑に対しての報告があります。
局	長	失礼いたします。先ほどの 5 番委員の質問について回答いたします。5 条 11 番の許可該当条項は、「法第 5 条第 2 項ただし書き」です。修正をお願いいたします。
議	長	事務局から修正がありましたので、そのようお願いします。

議 長 次に議第 73 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 73 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案の 16 ページをご覧ください。相對契約について説明いたします。利 1 番から 8 番は秋鹿地区、更新案件です。利 9 番は津田地区、新規案件です。利 10 番は八雲地区、更新案件です。利 11 番は八束地区、新規案件です。今回の利用権設定における相對契約の地目別面積は、田 28,653 m<sup>2</sup>、畑 1,159 m<sup>2</sup>、計 29,812 m<sup>2</sup>です。

議案の 19 ページをご覧ください。転貸契約について説明いたします。転 1 番から 2 番は秋鹿地区、更新案件です。転 3 番は古江地区、更新案件です。転 4 番は生馬地区、更新案件です。転 5 番から 9 番は朝酌地区、更新案件です。転 10 番は忌部地区、更新案件です。転 11 番から 13 番は鹿島地区、更新案件です。転 14 番は美保関地区、更新案件です。転 15 番は東出雲地区、更新案件です。転 16 番は宍道地区、更新案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 26,832 m<sup>2</sup>、畑 6,209 m<sup>2</sup>、計 33,041 m<sup>2</sup>です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 73 号の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 73 号の案件は、原案のとおり決定することに決します。次に議第 74 号「松江市農業委員会農地形状変更指導要綱の制定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議第 74 号、松江市農業委員会農地形状変更指導要綱の制定について、ご説明します。お手元の議案 23 ページと併せて、説明資料をご覧ください。

まず、このたび要綱の制定に至った経緯を説明いたします。現在、形状変更をしようとする場合は、事前に農業委員へ計画内容を説明したうえで届出書裏面に確認の署名をいただき、提出することを求めています。事務局受付後に農業委員へ現地確認を依頼し、現地確認報告があったのちに受理するため、農業委員による確認が重複すること、手続きに時間を要することが課題でした。新たな要綱は、この手続きの簡素化を図るものです。

次に、現在の要綱との相違点です。届出書の添付書類に現地確認報告書を追加します。農業委員の皆様には、形状変更届出をしようとする者から説明を受けることと併せて、現地確認を行い、現地確認報告書を作成いただきます。届出者は現地確認報告書を受け取ったうえで、届出書に添付し、事務局に提出することとなります。これにより、届出の受理までに係る時間の短縮を図ることができます。形状変更の届出から工事着工、完了までの具体的な流れは、説明資料の 2 枚目、3 枚目をご確認ください。また、本要綱は、周知期間を経て令和 6 年 7 月 1 日施行を予定しております。

以上、ご説明しましたとおり、農地形状変更指導要綱を制定したいと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明に関しまして、ご意見ご質問はありませんか。

議	長	(なしの声) それでは無いようでありますので、採決をいたします。議第 74 号は原案のとおり制定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) ご異議なしとのことですので、議第 74 号は原案のとおり制定することと決めます。次に、報告に入ります。報告第 18 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事	務	(報告)
議	局 長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。以上で議事を終了しましたので、第 11 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。